調布市保育施設

食物アレルギー対応マニュアル

平成２９年１１月
令和　４年　５月一部改訂
調布市子ども生活部保育課

はじめに

調布市では，平成２４年１２月に，調布市立小学校で食物アレルギーによる死亡事故がありました。二度と痛ましい事故を引き起こさないために，市内保育施設においても各施設の全職員が，正しい知識を持ち，適切な対応を行い，安全の確保に努めなければなりません。

国においては，平成２７年に施行された「アレルギー疾患対策基本法」を受け，本年３月，「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定されました。この指針では，国，地方公共団体の責務として，アレルギー疾患対策，及びそれに関する施策を策定し，実施することとしています。また，学校，児童福祉施設等の設置者または管理者の責務として，「アレルギー疾患を有する児童等に対して，適切な医療的，福祉的又は，教育的配慮をするよう努めなければならない」と明記されています。

保育施設における食物アレルギー対応においては，子どもの命と健康を守るということを最優先としつつ，食物アレルギーのある子どもも，ない子どもも，同じように給食等を楽しめることが重要です。

これを踏まえ，本マニュアルでは，市内の保育施設における食物アレルギーのある子どもへの適切な対応と，新規発症の予防を目的とし，食物アレルギーのある子どもの把握から，日常生活における配慮が必要な場面や，緊急時までのそれぞれの時点について，対応方法の単純化と市内共通化を図るため，現場で最低限必要となる対応を示しています。

各保育施設では，食物アレルギーについての基礎知識や，対応の詳細について，別冊の「調布市保育施設 食物アレルギーの基礎知識」や，東京都の「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（平成２９年度中に改訂予定）を合わせて活用し，習得を図ってください。

【令和４年５月一部改訂】

厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019 年４月）が改訂されたことから，当マニュアルにつきましても，内容を確認し所要の見直しを行っています。具体的には，生活管理指導表の内容の一部変更や保育園での食事提供時の運用等について記載の改善を図っています。

調布市　子ども生活部

本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは，食物アレルギーに関して，市内の全ての保育施設が最低限遵守すべき事項を定めたものです。

食物アレルギーによる事故を決して起こさないため，本マニュアルを基本として，各施設の保育方針，設備，人員配置等に合わせ適宜対応してください。

目　次

Ⅰ　保育施設における食物アレルギー対応について

１　保育施設における食物アレルギー対応の基本的考え方・・・・・　1

Ⅱ　対象児童の把握から対応の確定まで

１　把握から対応の確定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　除去の解除までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅲ　日常生活における配慮・管理

１　日常生活における配慮・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

２　食事提供における配慮・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

３　食事以外の活動で必要な配慮・管理・・・・・・・・・・・・・・・ 14

４　その他必要な配慮・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

５　ヒヤリハットが発生した時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Ⅳ　関係者の役割

１　施設職員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

２　行政（調布市）の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

Ⅴ　緊急時の対応について

１　緊急時の対応における基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 21

２　緊急時の対応手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

３　緊急時の対応後の報告等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅵ　Q&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅶ　様式・資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

様式

様式１　保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表
（食物アレルギー・アナフィラキシー）

様式２　食物アレルギー児面談内容記入シート

様式３　緊急時個別対応カード

様式４　緊急時新規発症等対応カード

様式５　ホットライン連絡方法

様式６　食物アレルギー児個別対応確認書

様式７　除去解除申請書

様式８　食物アレルギー事故報告書（事故発生からの経過記録）

資料

資料１　経過観察記録表

資料２　エピペン持ち出し管理簿

資料３　エピペン品質管理簿

資料４　食物アレルギーヒヤリハット報告書

Ⅰ　保育施設における食物アレルギー対応について

１　保育施設における食物アレルギー対応の基本的考え方

保育施設におけるアレルギー対応としては，職員の配置状況や施設の設備状況に左右されることなく，子どもの安全が最優先されるよう，組織全体で対応することを原則とする。

保育施設は，アレルギー疾患を有する子どもに対して，その子どもの最善の利益を考慮し，教育的及び福祉的な配慮を十分に行うよう努める責務があり，その保育に当たっては，医師の診断及び指示に基づいて行う必要がある。

【保育施設におけるアレルギー対応の基本原則】

- 全職員を含めた関係者の共通理解の下で，組織的に対応する。
- 医師の診断指示に基づき，保護者と連携し，適切に対応する。
- 地域の専門的な支援，関係機関との連携（東京慈恵会医科大学西部医療センターアレルギー対応ホットライン（以下，ホットライン）等）の下で対応する。
- 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する。

１　最優先されるのは「子どもの安全」

- 保育施設において最優先されるのは子どもの健康と安全の確保である。
- 食物アレルギー対応を意識した献立作成を行い，アレルギーを誘発するリスクの高い食物が少ない，または使わない献立を取り入れるなど，食物アレルギーのリスクを考えた取組を工夫する。

２　保育施設において“初めて食べる”ことを避ける

・新規の食物アレルギー反応を起こさないために，保育施設は事前に献立を提供し，これまで食べたことのない食物が給食にないか家庭でもチェックしてもらうよう依頼し，事故を未然に防ぐ工夫をする。

・給食に使用している高リスク食材については，家庭において２回以上，保育施設で提供する量と同程度，もしくはそれ以上の量を食べてから給食で提供する。特に，離乳食期において，献立の食材は事前に摂取済みのものとなるよう配慮する。

３　「完全除去」・「完全解除」の二極化で対応

・食物アレルギー対応食は，完全除去・完全解除が基本。一部除去・一部解除などは調理や配膳の手順を複雑化し，事故の原因となる為，対応しないことを原則とする。

Ⅱ　対象児童の把握から対応の確定まで

日々の対応や，配慮の前段階として，食物アレルギーのある子ども（以下，「食物アレルギー児」という。）の把握と，どのような対応を行うかの検討が必要となる。

対応内容の検討に当たっては，医師による正しい診断に基づいた必要最低限の原因食物の除去を原則とする。保育施設での食物アレルギー対応は，園内で食物アレルギー事故を起こさないことが重要であり，同時に乳幼児の健全な発育発達の観点から不要な食事制限も無くさなくてはいけない。

そのため，対応内容の確定は，**「医師による確定診断」**と**「保護者と施設の共通理解」**を基に行うこととする。

1　把握から対応の確定までの流れ

□ 食物アレルギー児を把握する

①入所前健康診断時または新年度に**「児童状況報告書」（入所申請時提出書類）**を用いて，食物アレルギー疾患の有無を確認する。

必要書類
〇児童状況報告書（入所申請時提出書類）

※特定の食品に触れると皮膚が赤みを帯びたり，蕁麻疹がでるなど，食物アレルギー疾患が疑わしい場合は，保護者に主治医もしくはアレルギー専門医へ相談するように促す。

②食物アレルギー疾患「有」の場合は**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**を保護者に渡す。
食物アレルギー以外のアレルギーについては別途個別に対応する。

必要書類
〇保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（様式１）

□ 医師に生活管理指導表を記入してもらう

③食物アレルギー児は，主治医（医療機関）に**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**に記入してもらう。

□ 保護者との面談（初回）を実施する

④**「食物アレルギー児面談内容記入シート」（様式２）**の確認項目に沿って，保護者から提出された**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**の内容を踏まえて，保育施設での具体的な取組を確認する。

※原因食物が，保育施設で使用しない食材の場合についても，「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に面談を行う。
※保護者との面談は，施設長，担任，調理担当職員，看護担当職員等が行う。

必要書類
〇食物アレルギー児面談内容記入シート（様式２）

⑤アレルギー症状が出た際の対応や，処方薬等についても下記の書類を使用して確認する。

※緊急時に搬送可能な医療機関について，特に指定が無い場合は，ホットラインの連絡先である 東京慈恵会医科大学西部医療センター（以下「慈恵西部医療センター」という。）を希望搬送先として良いか確認する。

必要書類
〇緊急時個別対応カード（様式３）
〇緊急時新規発症等対応カード（様式４）
〇経過観察記録表（資料１）
〇ホットライン連絡方法（様式５）

□ 保育施設での対応を決定する

⑥子どもの状況，保育施設での対応について「食物アレルギー対応委員会」[注1]（職員会議などの活用も可，構成メンバーは全職員で検討して決める）で協議し，**「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）**を作成する。

必要書類
○食物アレルギー児個別対応確認書（様式６）

□ 保育施設での対応について保護者との面談（２回目）

⑦作成した**「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）**について内容を保護者と確認し，サイン等をもらい，対応を確定する。

※食物アレルギー対応献立表を保育室内に貼る際は，プライバシーへの配慮という観点から，保護者に確認する。

□ 保育施設内全職員で共通理解する

⑧決定した対応内容について，全職員が共通理解する。特に緊急時の対応についてはよく確認し，半期に１回以上シミュレーション研修を行う。

□ 調布市保育課及び嘱託医と情報共有を図る

⑨**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**と**「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）**の写しを調布市保育課に送付する。（原則窓口まで持参するなど手渡しによる対応とする。）
また，これらについては，日常的な相談に役立てられるよう，嘱託医にも確認してもらう。

注１　「食物アレルギー対応委員会」：食物アレルギー児に対する個別対応内容の協議等を行う委員会。
P18 参照。

□ 対応の開始，及び生活管理指導表･個別対応確認書の見直

⑩おおむね６か月から１２か月に１回は医療機関へ受診するよう保護者に伝える。

⑪原則として月に１回は，保護者と面談等を実施し，献立表や対応の確認を行う。特に乳児期においては新規発症が多いため，こまめに情報共有を行う。年度途中で原因食物に追加等の変更があった時は，保護者に**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**の再提出を求める。

⑫新年度が始まる前（３月末）には**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）**の再提出を求め，それを基に面談し，対応の確認を行う。

コラム✍「“初めて食べる”ことを避ける」

保育施設において食物アレルギー症状の誘発を最小限に抑制するためには，原因となる食物の除去に加え，新規に食物アレルギー症状を誘発させない工夫が求められます。

保護者にも，保育施設で未摂取の食品を初めて食べたことによる“新規発症”を防ぐことの大切さを理解してもらう必要があります。保育施設で使う食材リストを事前に保護者に確認してもらい，家庭であらかじめ食べてもらうよう促します。入園時のほか，必要時に未摂取の食品を確認することも有効です。とりわけ乳児については，離乳食の進み具合を保護者と確認しながら提供する食品を増やしていくことが大切です。

ただし，家庭で食べたことのある食材でも，食べる量によってアレルギー症状を起こす可能性があるため，離乳食の進み具合を確認する際は，食べた食品の種類だけでなく，量も確認するようにし，保育施設で提供する量も保護者に対してアナウンスするなどしましょう。

また，アレルギー症状を起こすかどうかは体調にもよるため，家庭で食べたときに大丈夫であることは，常に大丈夫であることを保証するものではないことを念頭において子どもの様子を確認しましょう。

２　除去の解除までの流れ

□ 保護者からの解除の申し出を受ける

□ 保護者との面談を実施する

①初回面談時の**「食物アレルギー児面談内容記入シート」（様式２）**を基に面談を行う。

②医師の指導に基づき，複数回食べて症状が無いかを確認した上で，医師から解除の許可があったことを確認する。

□ 保護者に「除去解除申請書」（様式７）を渡す

③**「除去解除申請書」（様式７）**を渡す。

必要書類
○除去解除申請書（様式７）

□解除により，除去する食物**がすべて無くなる**場合

→「生活管理指導表」の**再提出は必要ない**

□解除後も，除去する食物が**残る**場合

→「生活管理指導表」の**再提出を求めることが望ましい**

□ 保護者から「除去解除申請書」（様式７）が提出される

□ 保育施設での対応の変更について協議し，決定する

④保育施設での対応の変更が可能かどうかについて，「食物アレルギー対応委員会」で協議し，決定する。

□ 保護者に解除することを伝える

⑤解除することを保護者に伝え**「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）**に解除日を記入し，保護者から確認済のサイン等をもらう。

□ 保育施設内全職員で共通理解する

⑥解除が決定したことを全職員に周知する。

□ 調布市保育課及び嘱託医と情報共有を図る

⑦**「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）（※再提出された場合のみ），「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）及び「除去解除申請書」（様式７）**の写しを調布市保育課に送付する。（原則窓口まで持参するなど手渡しによる対応とする。）
また，これらの書類については嘱託医にも確認してもらう。

□ 保育施設での除去対応を解除する

アレルギー児について除去対応を解除したとしても，体調によってアレルギー症状が出る場合もあるので，対象の子どもの様子をよく観察する。

コラム✍「保護者との連携」

乳幼児の生活の基本は本来，家庭にあります。あくまで家庭における食生活が主体であり，その延長線上に保育施設の給食があるということを再確認しましょう。

その上で入園にあたって，保護者には，施設における食物アレルギー対応の基本的な考え方や，給食の提供体制，家庭における留意事項等について説明し，内容を十分に理解してもらう必要があります。

最も大切なことは，「安全性の確保」であることを理解してもらい，アレルギーに関して少しでも疑問や不安を感じている場合は，かかりつけ医やアレルギー専門医，市の相談窓口（調布市健康推進課 042-441-6081）などに問い合わせるようアドバイスしましょう。

保護者と保育施設との良好な関係性があってこそ，食物アレルギーのある子どもの安心，安全な保育につながります。そのためにも日頃のやりとりや面談等で，保護者の声にしっかりと耳を傾け，保護者と保育施設の協力体制を築くことが大切です。

コラム✍「保護者の思い」

アレルギーのある子どもの育児は、想像以上に苦労をともなうものです。保護者は、食品表示をひとつ見落とすだけで、いつ我が子の命を奪ってしまうかもしれない恐怖と闘いながら、注意深く繊細なケアを続けていく必要があります。

たとえば、保護者が風邪や高熱に苦しむときも続く1日3回の除去食作りや、毎日のスキンケア、痒みで眠れない我が子の体を一晩中さすり一睡もできずに朝を迎えることも、一度や二度ではありません。

また、周囲から「お母さんのせいじゃないの？」「神経質だから治らないのでは？」「こんなにひどい子は見たことがない」「何も食べられないなんてかわいそう」という言葉をかけられることも多く、辛い思いをもつ保護者も多くいます。そのため、悩みがより深くなり、保護者一人で抱えこみ苦しんでいる場合も多くあるようです。疲れ、精神的に追いやられることもめずらしくありません。

アレルギーのある子どもを保育施設に預けるとき「先生方には理解してもらえるだろうか」「先生や他の保護者から迷惑な子どもだと思われないだろうか」「我が子が安全に過ごせる環境があるだろうか」と、保護者は不安で心が押しつぶされそうになっているかもしれません。

まずは、保護者のもつ日頃の息苦しさや不安、アレルギーのある子どもの育児の悩みに、共感していただきたいと思います。保育施設と保護者の間に、どんな些細な心配ごとでも相談し合える良好な関係があれば、アレルギーのある子どもの安全で幸せな生活に繋がります。それが私達保護者の一番の望みです。

（調布食物アレルギー親の会会長　濵田　賀津子さん）

Ⅲ　日常生活における配慮・管理

１　日常生活における配慮・管理

食物アレルギー児に対する個別の対応が決定したら，その決定した内容に沿って対応を行う。ここでは，保育施設で日常生活を送るに当たり，最低限必要な配慮・管理について示す。

なお，調理段階で必要な配慮・管理については，別冊にて記載することとし，本冊ではあくまで保育室等での対応のみを示している。

また，**延長保育時や土曜保育時についても，通常保育と同様**の取り扱いとすることを前提とする。

対応決定後にまず行うこと

□　「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１），「緊急時個別対応カード」（様式３），「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）を医務室と食物アレルギー児の所属するクラスの保育室の決められた場所に，児童ごとに保管する。
※全職員がどこにあるか分かるようにしておく！

□　エピペンや内服薬を預かる場合はその場所を決めておく。
※全職員がどこにあるか分かるようにしておく！

【工夫事例】食物アレルギー児の個別ファイルの保管事例

●調布市立小中学校では，カラーファイル等を使用して，学校ごとに教室内の置き場所を統一するなど，一目でアレルギー児個別ファイルと分かるように保管している。

２　食事提供における配慮・管理

保育施設での食物アレルギー児への食事提供においては，安全性の確保を最優先とし，現場に過度な負担とならないよう，献立作成から喫食に至るまで作業過程を単純化するよう工夫する。

そのため，食物アレルギー対応食は，完全除去・完全解除での対応を基本とし，食物アレルギー原因物質を除去した「除去食」か，食物アレルギー原因物質を除去し，代替となる食物を補う「代替食」のいずれかを可能な限り提供する。

ただし，重篤な食物アレルギー児の場合や，保育施設での安全な給食提供が困難な場合は，保護者と話し合いの上，弁当持参を依頼する。

献立作成時

□　配膳から喫食に至るまでに関わる職員が，ミスなく円滑に献立チェックをできるよう献立作成を工夫する。

- 全員が共通献立で食べられるよう鶏卵や牛乳などの原因物質を調理に含まないメニューを増やす工夫をする。
- 献立は複雑化せず，誰にでもわかりやすいものとなるよう工夫する。
- 原因物質を除去しやすい調理方法を検討する。
- 種実類，キウイフルーツ等，新規発症を引き起こしやすい食物の使用については十分に配慮する。
- 食物アレルギー児の除去品目や人数等により，原因食物の使用頻度を配慮することで，除去食がある日数を減らす工夫を行う。

【参考】保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 31 年 4 月厚生労働省発行）
P40　「Ⅱ　保育所の給食・離乳食の工夫・注意点」「①献立を作成する際の対応」

□　献立名は事故防止の観点から，一目でアレルギーの原因食物が含まれていることが分かるようにするか，補足の説明を入れることなどの情報提供を行う。

□　献立表に，除去すべき食材がわかるようにする。

例：原因食物をマーカーで示した個別の献立表を保育室に掲示しておく。

食事提供前

□　職員間で必ず情報を共有する。

例：朝会等の段階で，当日の食物アレルギー児の出欠確認，対応食の有無と内容を全職員で共有する。

□　食物アレルギーによる事故を防ぐため，給食時の子どもの座る場所について，除去対応日かどうかに関わらず，あらかじめ決めておいたり，マークを付けたりするなど常に意識できるようにする。

配膳時

【配膳前】

□　指定の席に食物アレルギー児が着いていることを確認する。

【食事の受け取り】

□　保育士と調理員で，保護者と確認した個別の献立表を基に，除去する食物を確認する。

例：お互いに声を出して，何を除去したか確認する。（「何を除去しましたか？」「○○を除去してあります。」）

【配膳時】

□　食物アレルギー児が他の子どもの食事に手を出したり，食物が飛び散ったりしないよう，保育士の座る位置について工夫し，常に目を配る。

例：食物アレルギー児の隣に保育士が座る。

□　食物アレルギー対応食から先に配膳する。

□　食物アレルギー児に確実に配膳するよう，細心の注意を払う。

例：配膳の際に名前と顔，食物アレルギー対応食で何を除去しているかを他の保育士と声に出して確認し，専用トレイに載せた状態で提供する。

□　実習生等の普段はその施設で勤務していない職員には配膳させない。

その他食事提供における配慮・管理

【おかわり】

□　食物アレルギー児のおかわりを用意する場合は，専用トレイを使用するなどのルールを決めておく。

【おかし】

□　市販のおかしを提供する場合は，その都度，原材料表示の確認を行い，原因食物を含むお菓子は使用しない。（市販品は原材料が変更されることがあるため注意が必要。）

□　市販のおかしを提供する際は，使用されている原材料を記録しておく。

【その他】

□　食物アレルギー児専用のテーブル拭きを用意する。

３　食事以外の活動で必要な配慮・管理

保育施設での生活においては，食事以外の活動でも食物アレルギーの対応が必要な場面が多くある。医師が記入する「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１）に基づき，以下の点に注意して対応する。

□　保育の中で，食材や，食材の空き箱などを利用する場合は，計画段階から，その食材が原因食物となっている子どもに配慮し，保育室内に食材が残留しないように工夫する。

例：小麦粘土は，小麦アレルギー児がいる場合は使用しない。小麦アレルギー児がいない場合でも，保育室への残留が懸念されるため，使用後の清掃を十分に行う。

例：大豆アレルギー児がいる場合，豆まき等で大豆を使用しない。

例：牛乳パックや卵パックなどの食材の包装用品を使用する場合は，その食材のアレルギー児に配慮し，代替品で対応するか，しっかりと洗浄して使用するなど工夫する。

□　施設外で保育を行う場合は，食物アレルギー児の担当職員を決めておき，食事の際に弁当の交換などを行わないよう注意する。また，おやつを施設で用意する場合は全員が食べられるものを用意する。

□　園庭等で運動する際，「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」と診断されている子どもに対して注視する。

□　散歩などで，エピペンを処方されている子どもと，施設外に出る際は，エピペンを携帯する。その際は「エピペン持ち出し管理簿」（資料２）に記入し，紛失などが無いよう注意する。

□　施設でエピペンを預かる際は，「エピペン品質管理簿」（資料３）を使用し，薬液の変色等が無いか，また，有効期限が近づいていないかについて定期的に確認を行う。

４　その他必要な配慮・管理

【一時預かり等正規入所児以外の子どもへの対応】

□　事前に食物アレルギーの有無を確認し，食物アレルギー「有」の場合は，原則弁当持参とする。人員体制や調理環境の状況により，除去・代替が可能な場合は正規入所の食物アレルギー児と同様の対応をすることも可とする。（いずれの場合も「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式１），「食物アレルギー児面談内容記入シート」（様式２），「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６），「緊急時個別カード」（様式３）は必ず作成）

【地域の活動】

□　食物を使用する活動（地域の行事等）がある際は，事前に保護者に周知し，食物アレルギー児の保護者には特に注意を促す。活動内容についても，食物アレルギー児に配慮したものとする。

【経口免疫療法[注2]及びそれに準ずる食事療法への対応】

□　経口免疫療法及びそれに準ずる食事療法を行っているか面談で確認し，「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）に記載するとともに，施設内の職員で情報を共有し，施設で発症する可能性があることを意識しておく。
□　職員は，経口免疫療法及びそれに準ずる食事療法を行っている食物アレルギー児の保護者に対して，施設で制限している食品を登園前に摂取することが無い（朝食時の摂取は避ける）よう注意を促す。

注２　「経口免疫療法」：専門の医師の管理のもとで，原因食物を少しずつ食べていくことで，原因食物を食べられるようにするという治療法。

【工夫事例】

調布市立保育園での家庭での喫食状況の把握事例

●調布市立保育園では保護者と連携し，「ニコニコ日誌」を活用して，アレルギー児の家庭での喫食状況について，休日も含め把握している。

※調布市立保育園の「ニコニコ日誌」

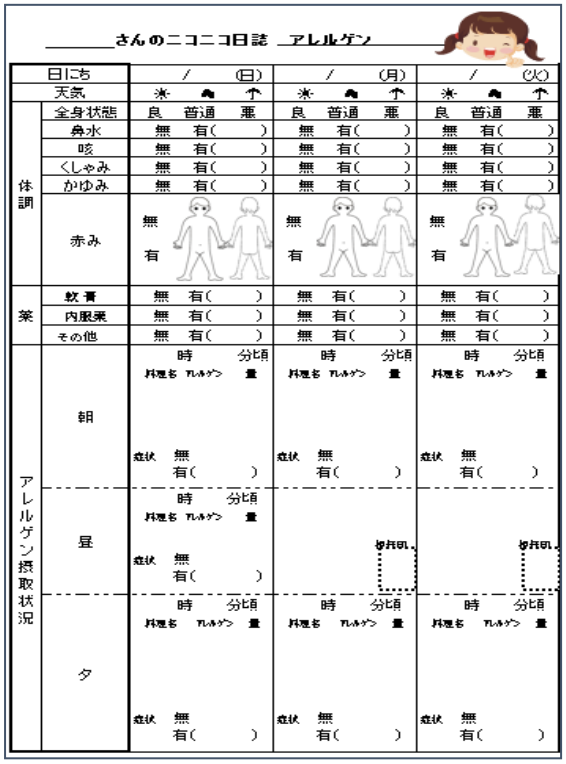

_____さんのニコニコ日誌　アレルゲン

日にち		／　(日)	／　(月)	／　(火)
天気		氷 雲 傘	氷 雲 傘	氷 雲 傘
体調	全身状態	良　普通　悪	良　普通　悪	良　普通　悪
	鼻水	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	咳	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	くしゃみ	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	かゆみ	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	赤み	無 有	無 有	無 有
薬	軟膏	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	内服薬	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
	その他	無　有(　)	無　有(　)	無　有(　)
アレルゲン摂取状況	朝	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)
	昼	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)	保育園	保育園
	夕	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)	時　分ごろ 料理名　アレルゲン　量 症状　無　有(　)

【工夫事例】

未摂取食材についての対応事例

●入園時の各食材摂取状況の確認以降，連絡帳に食材確認表を貼り付けて，随時家庭での摂取状況を把握するという方法がある。

●家庭での摂取状況を把握する際は，どの食材を摂取しているかだけでなく，どれぐらいの量を摂取したかについても確認する。

●継続した食材摂取状況の確認が難しい場合は，保護者への献立の提示を早める（２カ月前に提示する等）ことで家庭での事前摂取等の対応を促す。

●未摂取の食材の家庭での喫食については，体調等の状況によって異なることもあるので，複数回行ってもらうよう依頼する。

５　ヒヤリハットが発生した時の対応

事故を未然に防ぎ，園児が安全，安心に過ごすため，リスクマネージメント（危機管理）を確立していくことが求められる。ヒヤリハットが発生した場合，速やかに保育施設にて分析，検証を行い，職員間で共有する。そのうえで，定期的に「食物アレルギーヒヤリハット報告書」（資料４）にとりまとめて調布市保育課に提出する。調布市保育課は，各保育施設のヒヤリハット事例を集約し，施設長会議等で情報を共有する。

Ⅳ　関係者の役割

1　施設職員の役割

施設の全職員は本マニュアル及び東京都の「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー対応ガイドブック」をしっかりと理解し，食物アレルギー関連の研修会や勉強会に参加するなど，積極的に食物アレルギー対策に取り組まなければならない。

職員	主な役割
施設長	・保護者の対応 ・「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）に関する最終決定 ・各職員への食物アレルギー関連情報の周知徹底 ・研修計画の立案と実施 ・「食物アレルギーヒヤリハット報告書」（資料４），「食物アレルギー事故報告書」（様式８）の保育課への報告
保育士	・子どもが安全に生活を送るための配慮 ・食物アレルギー児や非食物アレルギー児への配慮
栄養士	・食物アレルギー児の個別対応のサポート ・食物アレルギー対応食の献立作成
調理担当者	・栄養士が作成した献立を基にした安全な調理から配膳の管理 ・保育担当者との連携
保健担当	・食物アレルギー児の健康や症状の把握 ・事故発生時の対応 ・内服薬，エピペンの管理

食物アレルギー対応委員会 ※各施設ごとに設置	・組織的な食物アレルギー対応を進めていくための仕組み ・保護者との面談を踏まえて，施設での個別対応を検討 ・メンバーの構成は施設長を中心に各施設の状況に合わせて上記職員から選出 ・嘱託医の参加や，アドバイスを受けることも検討する。

２　行政（調布市）の役割

調布市は保育施設での食物アレルギー対応について，市内の保育施設の食物アレルギー児の状況を把握するとともに，指導監督を徹底し，情報提供や研修の実施などの支援を行う。

保育課	・入園申込時における保育施設でのアレルギー対応についての説明と，重篤な食物アレルギー児の把握 ・各施設の「保育施設における食物アレルギー疾患生活管理指導表」（様式１），「食物アレルギー児個別対応確認書」（様式６）の集約，管理 ・食物アレルギー関連情報の各施設への情報提供 ・「食物アレルギーヒヤリハット報告書」（資料４），「食物アレルギー事故報告書」（様式８）の集約，全体共有 ・食物アレルギー研修等の実施 ・事故発生時の対応 ・本マニュアルの見直し ・教育委員会との連携
子ども家庭センター	・保護者からの相談受付 ・保育施設からの相談受付 ・食物アレルギー関連情報の情報提供 ・医師会との連携

コラム✍「全職員による誤食予防の体制づくり」

事故予防の見地から，最も重要なことは，施設長をはじめ，各職種，臨時職員等も含めた全職員の，①食物アレルギー及びアナフィラキシーに対する知識の啓発と習熟，②当事者意識の向上と維持，③子どもの状況把握である。保育施設は開所日が多く，開所時間も長いため，時間差出勤等，職員の勤務体制が頻繁に変化します。

このための職員間の連絡調整の不備から，誤食事故につながりやすいので，全職員で日々の情報共有と対応のマニュアル化，パターン化をすることが必要です。（平成23年厚生労働省「保育施設におけるアレルギー対応ガイドライン」より抜粋）

次ページからの**「Ⅴ　緊急時の対応について」**では，緊急時にどう対応するかを記載しています。

事故が発生した際に初めて確認するものではなく，日ごろから参照し，訓練しておくべき内容となっています。

施設内の研修等に活用するなどし，全職員への周知徹底を図り，事故が発生した際に速やかに対応できるような体制づくりに努めてください。

Ⅴ　緊急時の対応について

1　緊急時の対応における基本的考え方

(1)　事前準備

緊急時の対応を速やかに行うためには，日ごろから知識や技術の習得とともに，訓練を実施し，対応の手順を身につけておく必要がある。

事前に知識等の習得や訓練が必要なスキル（能力）には，主に次のものがある。

◆知識・技術の習得が必要なスキル

●食物アレルギーの知識

- どのような食材が原因食物となるのか？
- どのような症状がでるのか？
- どのような対応が必要か？
- どのような行為がNGか？

●エピペンの使用方法

●心肺蘇生の方法
（AEDの使い方を含む）

⇧

- マニュアルや研修等で正しい知識・技術を得る
- エピペントレーナーで定期的に練習する

◆判断の訓練が必要なスキル

●状況判断と連携

- 症状の見極め
- 役割分担に基づいた対応
（対応職員の集め方，緊急時に必要な物品等の準備，関係者への連絡，症状の記録，他の子どもへの対応など）

⇧

- 保育施設内でシミュレーションを行い，問題点を抽出して共通認識を持つ

【参考】

東京都の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は，エピペンの使用方法や救急要請のポイント等が詳しく記載されているため，日ごろの理解力向上の資料として活用する。

⑵　対応にあたるときの基本的な心構え

アレルギー症状を発症した緊急時には，以下の点を対応の基本として意識しながら，手順に沿い，対応にあたる。

① アレルギー症状があったら，直ちに「緊急時個別対応カード」（様式３）(※)に沿って対応する！

◆判断ができない場合は，**慈恵西部医療センターのホットラインへ相談**

② 迷ったらエピペンを打つ！

◆緊急時個別対応カードの内容に即して保育施設職員がエピペンを使用する場合は，医師法違反とはならない。また，明らかなアレルギー症状であっても，他の子どもに処方されたエピペンは使用しないこと。

なお，**使用後の対応は，調布市が全面的に責任を持つ**。

(※)　新規発症の場合は，「緊急時新規発症等対応カード」（様式４）に沿って対応する。

【慈恵西部医療センターのホットラインとは？】

アレルギー症状に対応するため，慈恵西部医療センターが設ける専用電話回線により，救急搬送の受入れ及びアレルギー症状の判断等に係る相談を行うことができる。

⑴ 使用可能時間帯

平日及び土曜日の午前８時３０分から午後５時まで

使用できない日：慈恵西部医療センター休診日

（日曜日・祝日，大学記念日５月１日・１０月第二土曜日，年末年始１２月２９日から１月３日まで）

⑵ その他

ア　ホットラインの対応は，食物アレルギーに特化したものではなく，例えば，ハチや薬によるアナフィラキシー等を含む，アレルギー全般が対象である。

イ　ホットラインに連絡する際には，同時並行で可能な限り職員を集め，緊急事態に対応可能な態勢をとること。

２　緊急時の対応手順

アレルギーの原因食物を食べたり，触れた可能性があり，何かしらのアレルギー症状が発症した場合は，速やかに「緊急時個別対応カード」（様式３）の手順に沿い，対応にあたる。

なお，「緊急時個別対応カード」（様式３）は，９ページの記載にあるように，以下の関係書類とともに，児童ごとに医務室と食物アレルギー児の所属する組（クラス）の保育室の決められた場所に保管しておく。

また，その他の必要物品も速やかに用意できるよう，できる限りまとめて保育室等の決められた場所に保管しておく。

※　物品の保管場所等は，全職員が把握しておくこと。

◆緊急時に必要な物品（緊急対応セット）例

●関係書類一式（児童ごとに用意）

- □ 緊急時個別対応カード　様式３
- □ 経過観察記録表　資料１
- □ ホットライン連絡方法　様式５
- □ 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表　様式１
- □ 食物アレルギー児個別対応確認書　様式６
- □ その他（　　）

●その他の必要物品

- □ エピペン（内服薬含む）※所持している場合
- □ 筆記用具
- □ 電話
- □ 時計
- □ タイマー

※　関係書類一式は，医療機関・消防機関の求めに応じて，積極的に情報を提供する。

※　施設内に食物アレルギー児がいない場合でも，新規発症に備え，「緊急時新規発症等対応カード」（様式４）とともに必要な物品をあらかじめ用意しておくことが望ましい。

（1）アレルギー疾患の既往がある場合

【使用する様式】緊急時個別対応カード様式３

まずは，左側半分を速やかにチェック！

❶ アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる） ／ 原因食物を食べた（可能性を含む） ／ 原因食物に触れた（可能性を含む）

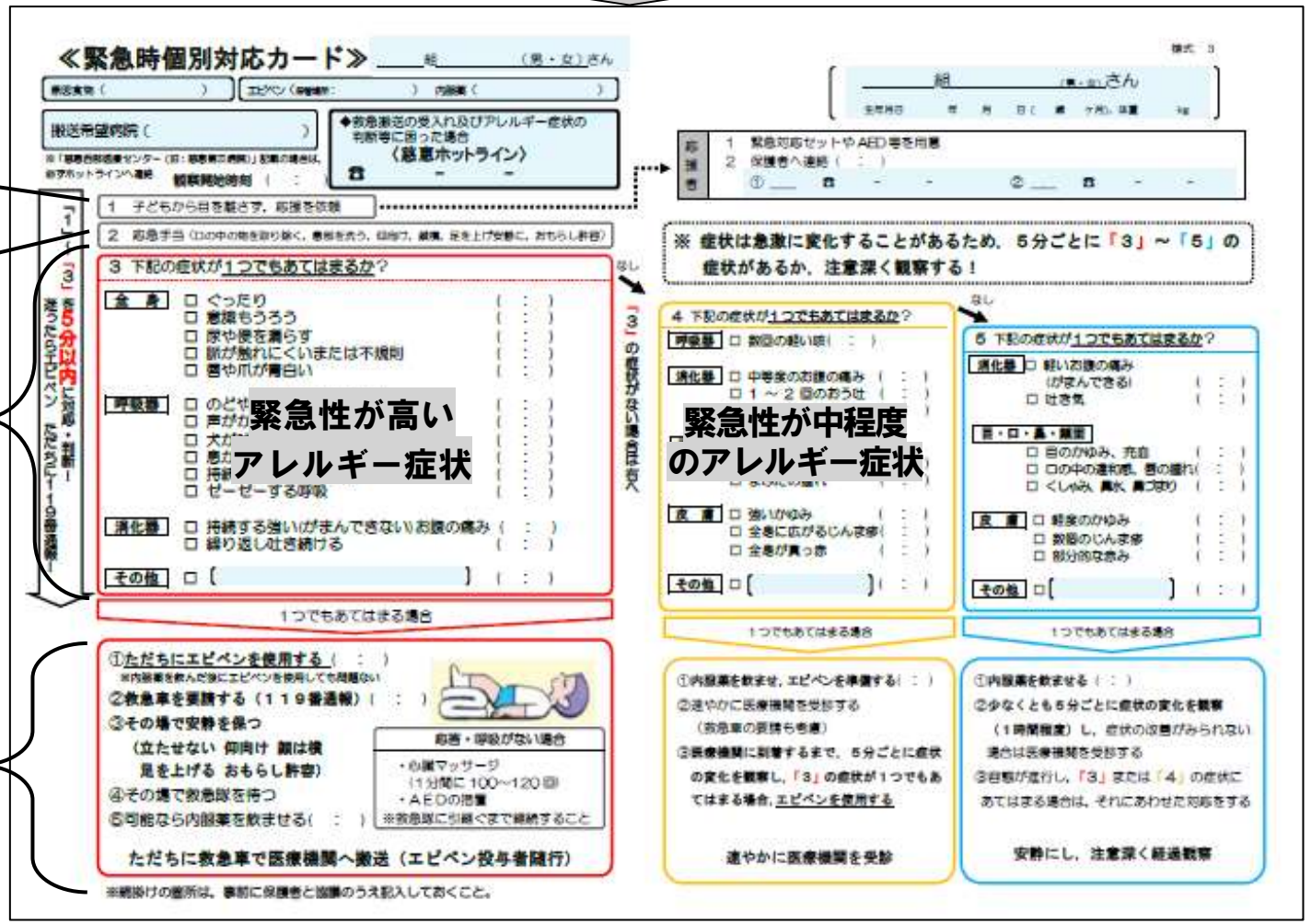

「搬送希望病院」欄に慈恵西部医療センターの明記がある場合は，ホットラインに連絡を行い，救急隊に慈恵西部医療センターへの搬送を依頼する（ただし，搬送先の決定は，救急隊指導医の判断による）。

❶ 症状の発見

原因食物を食べてしまっただけでなく，触ってしまった場合などでも症状が現れる可能性がある。また，登園前に家庭で誤食があったのち，保育施設に登園してから症状が出る場合もある。このため，日頃の子どもの様子と異なり，何かしら具合が悪い様子が見られた場合は，まずは食物アレルギーの可能性を疑うこと。

❷ 応援の依頼

発見者は，子どもから目を離さず，ひとりにしない。また，応援を依頼し，人を集める。

応援者は，緊急対応セットやＡＥＤ等の用意，保護者への連絡などを行う。

具体的な役割分担については，以下の資料を参考にあらかじめ施設内で決めておき，日ごろからシミュレーションをしておく。

【役割が不明確のときに見受けられること】
（悪い例）
- 複数人で同じ行動をしてしまう。
- 誰かがやっているだろうと思い，重要なことを忘れてしまう。
- 不必要な行動をとってしまう。

【参考】東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル
「A 施設内での役割分担」

❸ 応急手当

以下のとおり，応急手当を行う。また，症状の観察過程や救急隊の到着を待つときの体位も重要となる。その場で仰向けに寝かせ，足をあげる（おもらしは許容する）。嘔吐に備え，顔を横向きにする。安静にさせ，決して立たせたり，歩かせたりしないこと。

●アレルゲンを含む食品を口に入れたとき（口内違和感は重要な症状である）	⇨ 口から出し，口をすすぐ。大量に摂取したときには飲み込ませないように注意して吐かせる。
●皮膚についたとき	⇨ 触った手で目をこすらないようにする。洗い流す。
●眼症状（かゆみ、充血、球結膜浮腫）があるとき	⇨ 洗顔後，処方薬を点眼する。

❹ 緊急性が高いアレルギー症状かの判断

緊急性が高いアレルギー症状かどうかを５分以内に判断する。

（例）じんま疹以外に意識や呼吸状態に異常があるかなど。

まずは，「緊急時個別対応カード」（様式３）の<u>左側半分を速やかにチェック！</u>

❺ アレルギー症状に応じた対応

アレルギー症状に応じて，「緊急時個別対応カード」（様式３）の手順に沿い，対応する。なお，以下の資料を参考とし，日ごろからシミュレーションをしておく。

【参考】東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル
「C エピペン®の使い方」
「D 救急要請（119 番通報）のポイント」
「E 心肺蘇生と AED の手順」

⑵ アレルギー疾患の既往がない，または管理指導表の提出がない場合（新規発症の場合）

【使用する様式】緊急時新規発症等対応カード様式４

まずは，左側半分を速やかにチェック！

❶ アレルギーらしき症状がある

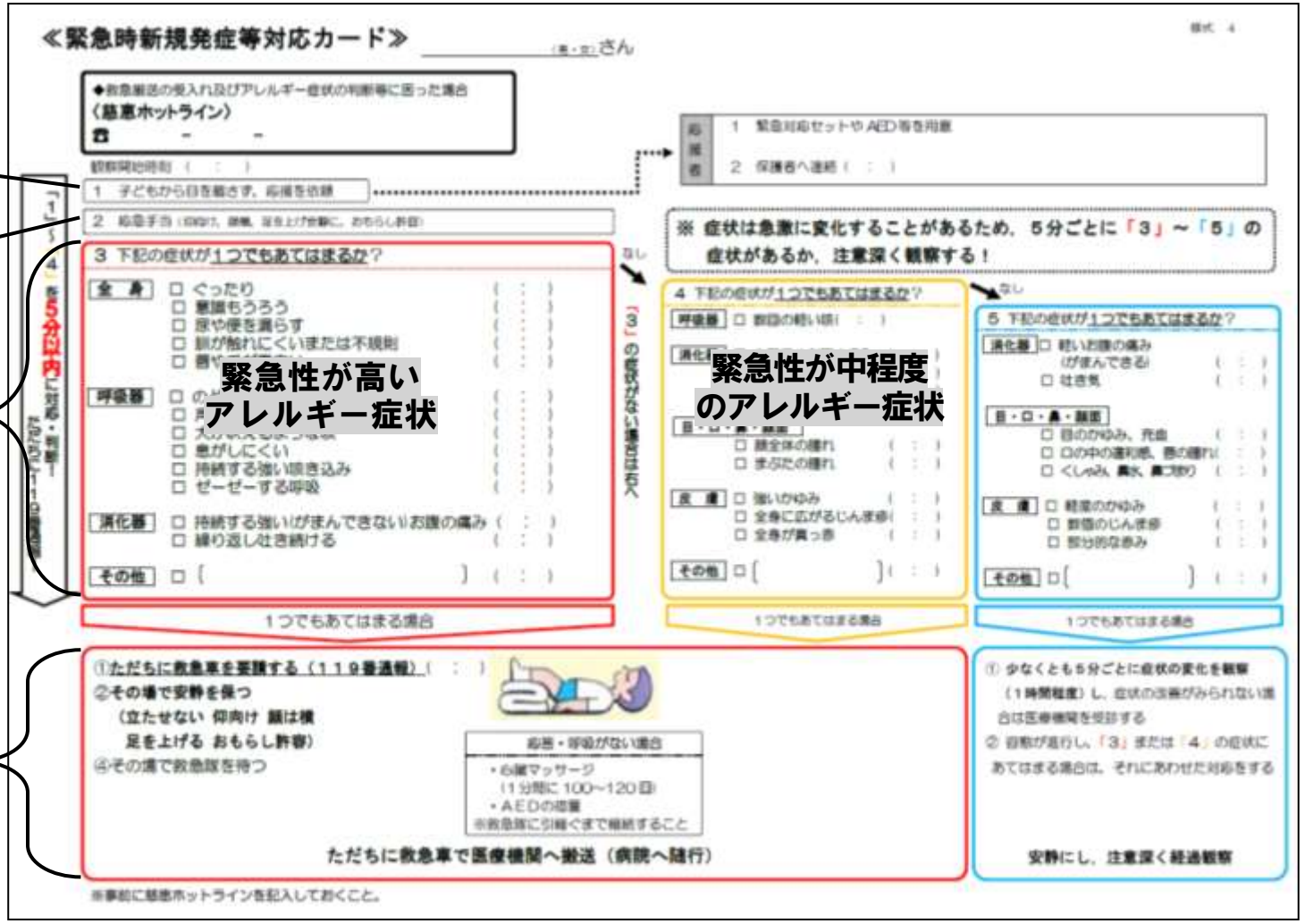

❷ ❸ ❹ ❺

❶ 症状の発見

保育施設でのアレルギー発症の半数以上は新規発症である。どの子どもにも起こり得ることを認識しつつ，日頃の子どもの様子と異なり，何かしら具合が悪い様子が見られた場合は，まずは食物アレルギーの可能性を疑うこと。

❷ 応援の依頼

発見者は，子どもから目を離さず，ひとりにしない。また，応援を依頼し，人を集める。

応援者は，緊急対応セットやＡＥＤ等の用意，保護者への連絡などを行う。

具体的な役割分担については，以下の資料を参考にあらかじめ施設内で決めておき，日ごろからシミュレーションをしておく。

【役割が不明確のときに見受けられること】
（悪い例）
- 複数人で同じ行動をしてしまう。
- 誰かがやっているだろうと思い，重要なことを忘れてしまう。
- 不必要な行動をとってしまう。

【参考】東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル
「A 施設内での役割分担」

❸ 応急手当

新規発症時は，症状が出てから気づくことになるため，速やかに適切な体位をとり，安静にさせる。その場で仰向けに寝かせ，足をあげる（おもらしは許容する）。嘔吐に備え，顔を横向きにする。安静にさせ，決して立たせたり，歩かせたりしないこと。

❹ 緊急性が高いまたは中程度のアレルギー症状かの判断

緊急性が高いまたは中程度のアレルギー症状かどうかを５分以内に判断する。

（例）じんま疹以外に意識や呼吸状態に異常があるかなど。

まずは，「緊急時新規発症等対応カード」（様式４）の<u>左側半分</u>を速やかにチェック！

❺ アレルギー症状に応じた対応

アレルギー症状に応じて，「緊急時新規発症等対応カード」（様式４）の手順に沿い，対応する。新規発症時は，エピペンや内服薬がないため，中程度のアレルギー症状でも，ただちに救急車を要請する。なお，以下の資料を参考とし，日ごろからシミュレーションをしておく。

【参考】東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル
「D 救急要請（119 番通報）のポイント」
「E 心肺蘇生と AED の手順」

⑶ 原因食物を食べたり，触れた可能性があったにも関わらず，アレルギー症状を発症しなかった場合

アレルギー症状を発症しなかった場合でも,「緊急時個別対応カード」（様式３）に基づき，応急手当や保護者への連絡をするとともに，安静にさせ，少なくとも 5 分ごとに症状の変化を観察すること（1 時間程度)。症状に変化が見受けられた場合は，前述の「緊急時個別対応カード」（様式３）の症状に見合った対応を行う。

３　緊急時の対応後の報告等について

緊急時は，子どもの対応を最優先とし，事後対応として，当日中に電話で調布市保育課へ第一報を入れる。

◆第一報の報告内容

１　子どもの情報（保育施設名，児童名，年齢など）
２　発生日時
３　発生場所
４　状況・対応（原因食物，症状，対応内容など）

また，事故発生後４８時間以内を目安に「食物アレルギー事故報告書」（様式８）を調布市保育課へ提出する。なお，その時点で記載できない項目がある場合は，状況が把握でき次第追記し，改めて提出する。

発生した事案については，分析，検証を行い，今後の事故防止につなげる。

Ⅵ　Q&A

Q１　生活管理指導表は，食物アレルギーのある子は全員出さなければいけないですか？（献立で使用しない食材のアレルギー児など）

A　食物アレルギーのある子は全員提出してください。食事場面だけでなく，保育施設の活動において，配慮・管理が必要です。また，不測の事態で，緊急対応を要する可能性があります。

Q２　生活管理指導表は毎年提出する必要がありますか？

A　生活管理指導表は，少なくとも年に１回は新たに提出し，その他は診察を受け指導内容が変更したときに提出をお願いします。

Q３　除去食物が複数ある子どもの除去食物に変更があった場合は？

A　改めて生活管理指導表を提出してもらうことが望ましい対応です。生活管理指導表は診断書の位置付けであるため，除去食物に変更（対象食物が減る）があり，その後の解除及び除去を継続する際の裏付けとなるためです。なお，医療機関によっては，生活管理指導表の記載が有料となるケースがあるので，その際は，園と保護者で対応を十分に話し合ってください。かかりつけ医から，既存の管理指導表に上書きすることを提案された場合は，保護者に既存の管理指導表を渡して，修正したものを提出してもらいます。

Q４　食物アレルギーの疑いがある子どもの生活管理指導表提出までの間の対応は？

A　安全対策優先の観点から，提出までの間，暫定的に該当食物の除去対応をします。

Q５ 生活管理指導表にて，多数の除去食物が指定され，対応に苦慮しているが，どうすればよいか

A 必要最小限の除去となっているか，保護者と確認します。過剰な除去，不必要な除去は，給食提供までの作業過程を複雑にし，安全上望ましくなく，また，子どもの成長発育を妨げてしまう恐れもあります。保護者が主治医にうまく相談できていない場合は，セカンドオピニオンとして異なる医療機関（アレルギー専門医が望ましい）への受診を促します。
受診や対応に関する相談は，子ども家庭センターの「アレルギー相談」でも受付けています。　連絡先☎０４２－４４１－６０８１

Q６ 保護者が生活管理指導表の記入をせず，食物アレルギーの対応を依頼してきた場合，どのように対応したらよいですか？

A 食物アレルギーをもつ子どもについては，医師の診断に基づき，生活管理指導表を提出した子どものみが，保育園での配慮の対象となります。生活管理指導表の提出がない保護者には，適切な診断を受けた後に，生活管理指導表を提出するように促してください。

Q７ 食品の除去は医師の生活管理指導表が必要なのに，除去食品の解除は，除去する食物が無くなる場合，「保護者からの書面申請で可」とありますが，良いのですか？

A 除去の解除は抗原ごとに個別・段階的に行われるため，除去が解除される度に診断書を求めることは現実的ではありません。しかし，保育園は除去の解除の申請を受けるときは，医師の指示を受け，既に家庭で十分繰り返し当該食物を摂取し，かつ症状を認めない点を，面談などで確認する必要があります。

Q８ 除去解除申請書に，「～複数回食べて～」とありますが，何回ですか？

A 解除は，あくまで，医師の指示のもとに行います。子どもの重症度にもよるので，回数の明示はできません。

Q９ 乳製品について，何回以上試食を経ないと解除できないというルールはありますか？

A 子どもの重症度にもよるので，回数の明示はできません。解除は，あくまで，医師の指示のもとに行います。

Q10 代替食の提供が困難な場合，どうすればよいですか。

A 代替食は，アレルギー食物の完全除去を行っても，それに代わる栄養価を調整した最も望ましい対応です。しかし，各施設の体制・環境により，可能な対応は異なります。安全な提供が何より最優先ですので，施設で確実に実施できる対応を保護者に明示し，理解と協力を得ることが必要です。

Q11 給食調理において除去食や代替食の提供が困難で弁当持参となる場合の基準を示してほしい。

A 調味料・だし・添加物の除去が必要等，ごく微量で反応が誘発される場合や多品目の食物除去が必要な場合など，各施設の体制・環境等により，提供が困難な状況が想定されます。各施設の事情と，安全優先であることを，保護者にご理解いただき，弁当持参の協力を依頼することになります。

Q12 持参した弁当の保管場所等の取り扱いは？食具や飲み物も持参か？

A 弁当は，腐敗，変質しないよう冷蔵庫を利用する等，衛生的な環境に適切に保管します。弁当箱は割れない素材のものをお願いします。食べ具合の把握，保健衛生上の理由，誤食事故を防ぐなどの理由から，基本的に弁当箱のまま，提供し，弁当箱は洗わず，残菜はそのままで返します。食具や飲み物は，アレルギー物質を含まない限り，施設で提供することが可能です。

Q13 ピーナッツ・そばなど，保育園で提供しない食材についても，家庭での摂取確認は必要ですか？

A 家庭での摂取の状況を把握しておく必要があります。朝食で，摂取した食品により，登園後，アレルギー反応が出た事例も報告されています。生活管理指導表を把握し，保護者と日々情報交換を行いましょう。

Q14 朝会時にアレルギー対応児の出欠確認を共有するのは，難しい。

A 朝会時等のミーティングで保育士や調理担当が，アレルギー対応食の提供について確認する工夫が必要です。ホワイトボード等に記録し，ミーティングに参加していない職員に周知するなど，方法を各施設で，工夫しましょう。朝会時に出欠確認ができない場合は，出席前提で準備します。

Q15 個別の献立表は，新たな献立表を作成するのか？

A 共通の献立表にマーカー等で印をつけ対応食を記載して明示する方法もあります。

Q16 エピペン持ち出し管理簿はどのようなときに使うんですか？

A エピペンには使用期限があるので，エピペン持ち出し管理簿でチェックします。期限の切れる２か月程度前には保護者に伝え，再度処方を依頼しましょう。

Q17 「エピペン」の保育園での取り扱いについて

A 「エピペン」は本来，本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものですが，緊急時には保育士が接種することも想定されます。保育園職員全員の理解と保護者，嘱託医との十分な協議，連携のもと，「エピペン」の保管等の体制を整えることが必要です。また，東京都や市などが主催するエピペン講習会などを全職員が受講しましょう。

Q18 「エピペン」を預かる場合の注意事項は？

A 「エピペン」を預かる場合は，アナフィラキシー症状の発現時に備え，すぐに取り出せる場所に保管します。保管場所は職員全員が知っておく必要があります。また，子どもが容易に手の届く場所で管理することは避けます。

Q19 「エピペン」を他の子どもに打つことは大丈夫ですか？

A 「エピペン」は処方薬です。園で預かる場合は，生活管理指導表に基づき，その子に対して処方されたものに限ります。他のお子さんがアナフィラキシーショックを起こしても，それを使用することはできません。

Q20 「エピペン」使用は１５kg 以上とありますが，１５kg 以下の子どもがアナフィラキシーショックを起こしたときは，それに代わる物はありますか？

A 他には内服薬もありますが，１５kg以下でも「エピペン」が処方される場合もあります。その子どもの状況にあわせて，対応を十分に確認しておくことが大切です。

Ⅶ　様式・資料

様式

様式１　保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表

（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息

アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）

様式２　食物アレルギー児面談内容記入シート

様式３　緊急時個別対応カード

様式４　緊急時新規発症等対応カード

様式５　ホットライン連絡方法

様式６　食物アレルギー児個別対応確認書

様式７　除去解除申請書

様式８　食物アレルギー事故報告書（事故発生からの経過記録）

資料

資料１　緊急時経過記録表

資料２　エピペン持ち出し管理簿

資料３　エピペン品質管理簿

資料４　食物アレルギーヒヤリハット報告書